

副市長レビュー（春）協議事項調書

1 部局名 (課名)	都市整備部 (建築行政課)
2 協議事項 (案件名)	住宅の耐震化の促進について
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進法に基づき、国が基本方針を示し、県が耐震改修促進計画を策定。市町村の計画策定は努力義務。 ・本市は H19 に策定。計画期間は県と同じ R3 年度から R7 年度まで。 ・能登半島地震による被災状況、南海トラフ巨大地震の発生確率引き上げ等を踏まえ、目標を再設定、施策を見直し、計画を改定する。 ・現計画は「住宅の耐震化率」の目標を R7 年度末 95%としている。 ・直近の推計値では、R5 年度末時点で 93.2%となっている。 ・住宅の耐震化は、H14 年度に木造住宅に対する耐震補強助成事業を創設して PR に取り組み、促進してきたが、約 2 万世帯が耐震改修へ向かわず、近年の耐震化率は鈍化傾向にある。 ・議会質問（公明党 R6 年 5 月議会/黒田議員、9 月議会/松下議員） ＜都市整備部長答弁＞ 地震対策推進事業について、R8 年度以降の継続を検討する。
4 検討経過・課題	<p>○目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針は、R3 年 12 月に改定され、R12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としている。 ・この目標は、達成時期を R17 年に先送りされる。 ・耐震性が不十分な旧耐震基準による S55 年以前の住宅は、築 44 年以上経過している。 <p>○支援施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「耐震化の施策」は約 3,500 戸の耐震性能を向上させた。 ・今後は、諸事情により耐震改修をしていない世帯に対し、最低限の地震への備えを促し、「減災化の施策」が必要。 <p>ただし、耐震化率の向上には寄与しない。</p>
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	<p>○目標の再設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R12 年度末に 95%（県の計画に合わせる） <p>○支援施策の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化の施策：耐震診断、改修へ助成する。 ・減災化の施策：耐震化に至らないが、最低限の地震への備えとして「地震からのリスクを低減するための方策」へ助成する。

<p>5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)</p>	<p>○目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震化率の向上：95%達成後も、R12年度末まで継続して耐震化率の向上に努める。 (国は「R12年までに95%、R17年までに耐震性能が不十分な住宅を概ね解消」へ基本方針を改定中) 耐震化だけではなく、耐震シェルターの設置、又は除却(建替え)や移転(住替え)も地震から命を守る観点から有効な方策であることを周知啓発していく。 <p>○支援施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の支援施策を継続し、上限額や割増しの対象については、社会情勢や県、他都市の動向を踏まえて調整する。 <p>(現在の支援施策)</p> <p>耐震化：木造住宅の耐震改修</p> <p>一般世帯 上限100万円 高齢者世帯 上限120万円</p> <p>減災化：地震からのリスクを低減するための方策</p> <p>耐震シェルターの設置</p> <p>一般世帯 上限40万円 高齢者世帯 上限50万円</p> <p>感震ブレイカーの設置</p> <p>上限5万円 (耐震改修と同一年度で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の耐震改修促進計画の改定案が提示されるまでに内容を随時調整し、検討を進める。 	
<p>6 結果</p>	<p>■提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/>サマーレビューで審議</p> <p><input type="checkbox"/>提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/>再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	<p>具体的内容</p>
<p>7 その他</p>		